

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年11月27日（金） 10：07～10：29

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
岩城光英 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
馳浩 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
森山裕 国務大臣（農林水産大臣）
林幹雄 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
丸川珠代 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中谷元 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
高木毅 国務大臣（復興大臣）
河野太郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
島尻安伊子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
遠藤利明 国務大臣

陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官
世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 8件
- 国会提出案件 4件
- 公布（条約） 1件
- 政令 4件
- 人事 5件
- 配布 4件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣、遠藤大臣及び文部科学大臣から御発言があります。

次に、「日・カタール租税協定」の締結について、御決定をお願いいたします。本協定は、先の通常国会で承認を得たものであります。併せて、本協定を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「気候変動の影響への適応計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、環境大臣から御発言があります。

次に、「内閣制度創始130周年記念行事の実施」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官から御発言があります。

次に、「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、東日本大震災復興基本法に基づき、国会に報告するものであります。本件につきましては、後程、復興大臣から御発言があります。

次に、国立研究開発法人科学技術振興機構の「革新的新技術研究開発業務報告書」、独立行政法人日本学術振興会の「学術研究助成業務報告書」及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興投票の収益使途報告書」を文部科学大臣の意見を付して国会に報告することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、文部科学大臣から御発言があります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「中核市の指定政令の一部を改正する政令」は、広島県呉市及び長崎県佐世保市を中核市に指定するものであります。

次に、「アレルギー疾患対策基本法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年12月25日と定めるものであり、「アレルギー疾患対策推進協議会令」は、厚生労働省に置かれる同協議会の組織及び運営について定めるものであります。

次に、「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」は、個人型年金加入者となることができる者から、私立学校教職員共済制度の加入者を除くものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、安倍内閣総理大臣が、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議出席、ルクセンブルク国首脳との会談等のため、29日から12月2日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、外務省大臣官房審議官垂秀夫外1名に日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命免すること外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員人事といたしまして、公益社団法人日本P.T.A全国協議会会长寺本充外14名を任命することを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件

について、御決定をお願いいたします。

次に、古坂紘一外 630 名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等の授与について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」、「消費者物価指数」及び「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「北太平洋漁業委員会特権免除協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、北太平洋漁業委員会との間で、委員会及びその事務局の職員に対して与えられる特権及び免除等について定めるものであります。なお、30日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「日米相互防衛援助協定に基づく部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露の比較に係る共同研究に関する書簡」を米国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、当該共同研究に関する計画の実施のために必要な情報、装備及び資材を相互に提供し、必要な資金を共同して負担すること等について取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をインドネシア及びインドとの間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。インドネシアとの書簡は、「都市高速鉄道計画」外2件に約1,401億円を、インドとの書簡は、「メトロ計画」外1件に約1,024億円をそれぞれ限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」について、遠藤東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣はじめ閣僚各位の協力を得て、本日、決定したところである。

閣僚各位におかれては、本基本方針の下、大会の成功に向けて、全力で取り組んでいただくようお願いする。

○菅国務大臣：次に、遠藤大臣。

○遠藤国務大臣：本基本方針は、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法に基づくものであり、大会に関連する政府の施策の立案と実行に当たっての基本的な考え方や、施策の方向について明らかにするものである。

本基本方針に基づき、セキュリティ対策、競技力の強化等を推進し、大会の円滑な準備及び運営により大会を成功に導くとともに、共生社会の実現等、大会を通じて新しい日本を創造できるよう、担当大臣として関連施策の総合的かつ集中的な推

進を加速してまいりたい。

閣僚各位におかれては、大会の成功に向けて、引き続き御協力をよろしくお願ひする。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○馳国務大臣：本基本方針に基づき大会を成功させ、大会を通じてレガシーを創り出すことは極めて重要であります。

文部科学省としても、大会の成功に向けて、競技力強化、アンチ・ドーピングの推進、障害者スポーツの普及促進、地域スポーツの推進及びスポーツを通じた国際貢献等、スポーツ基本法に基づくスポーツ立国の実現に向けた取組を加速させてまいりたいと思います。

あわせて、ラグビーワールドカップ2019についても、担当大臣として、遠藤国務大臣をはじめとする関係大臣と緊密に連携しつつ、所要の準備を進めてまいりたいと思います。

○菅国務大臣：次に、環境大臣。

○丸川国務大臣：気候変動の影響への適応計画について、申し上げます。

本計画は、我が国として気候変動の影響への適応策を総合的かつ計画的に進めるため、農林水産省・国土交通省などの関係府省庁と共同して作業を進め、初めて策定するものです。現在及び将来の気候変動の影響に対応していく上での国全体の取組の方向性を示しています。

来週から、総理もご出席になる国連気候変動枠組条約第21回締約国会議が開催されますが、そこでの合意に向けた我が国の貢献になると考えております。

今後は、関係府省庁と一体となって、この計画を国内外に積極的に発信し、計画の実施を推進してまいります。

○菅国務大臣：次に、私から、内閣制度創始130周年記念行事について、申し上げます。

我が国の内閣制度は、明治18年の制度創始以来、本年12月22日をもって、130周年を迎えることとなります。このため、ただいま御了解いただきましたとおり、過去の内閣制度の節目の年と同様、これを記念した式典を総理大臣官邸において、衆・参両院議長、最高裁判所長官等の参列を得て挙行し、引き続いて、祝賀会を総理大臣公邸において開催いたします。

閣僚各位には、12月22日の式典並びに祝賀会にご参列いただくこととなりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、復興大臣。

○高木国務大臣：東日本大震災からの復興の状況に関する報告について申し上げます。

本報告は、東日本大震災復興基本法第10条の2に基づき、平成26年10月から本年9月までの間を中心に、東日本大震災からの復興の状況を取りまとめ、国会に提出するものであります。

住宅再建等を着実に進めることに加え、産業・なりわいの再建や、被災者の心身のケア等の取組が必要です。また、原子力災害からの復興については、福島の一日

も早い再生に向けて、全力を挙げて取り組むこととしています。

来年度から始まる「復興・創生期間」に向けて、復興を加速化してまいりますので、関係府省の引き続きのご協力をお願いします。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○馳国務大臣：平成26年度に国立研究開発法人科学技術振興機構が実施した「革新的新技術研究開発業務」、独立行政法人日本学術振興会が実施した「学術研究助成業務」及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成26年度「スポーツ振興投票に係る収益の使途」について申し上げます。

革新的新技術研究開発業務については、総合科学技術・イノベーション会議の決定に基づき、プログラム・マネージャーの雇用とその活動の支援等を着実に行いました。また、法令などに基づき、基金について適切に運用されております。

学術研究助成業務については、6万5,132件の研究課題に対して、986億円を交付いたしました。また、運用方針などに基づき、基金について適切に運用されております。

スポーツ振興投票に係る収益の使途については、145億円をスポーツ振興のための助成事業に充当し、102億円を国庫に納付いたしました。また、交付要綱などに基づき、適切に使途の決定がなされております。

これらの業務及び収益の使途について、文部科学大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。

なお、学術研究助成業務及びスポーツ振興投票に係る収益の使途において、一部に不適切な経費執行や不正受給が発生したことに関し、日本学術振興会及び日本スポーツ振興センターにおいて、不正防止に向けた取組を進めているところです。文部科学省としても、その取組が適切に行われるよう、しっかりと対処してまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：本日、労働力調査、消費者物価指数及び家計調査の結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。

10月の就業者数は6,432万人で、1年前に比べ42万人の増加、完全失業者数は208万人で、1年前に比べ25万人の減少となりました。

季節調整値で前月からの増減をみると、就業者数は3万人の減少、完全失業者数は22万人の減少となりました。完全失業率は3.1%と、前月に比べ0.3ポイントの低下となり、平成7年7月以来、20年3か月ぶりの低い水準となりました。

また、15歳から64歳の就業率は74.0%，うち女性の就業率は65.5%と、いずれも比較可能な昭和43年以降で過去最高となり、雇用情勢は引き続き改善傾向で推移しています。

10月の全国の消費者物価指数は、1年前に比べ0.3%の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.1%の下落と、3か月連続の下落となりました。食料とエネルギーを除いた指数は、1年前に比べ0.7%の上昇となりました。

原油価格下落によるエネルギー価格下落の影響を除くと、物価の上昇基調は10月も続いていると見ています。

全国2人以上世帯の10月の消費支出は、1年前に比べ実質2.4%の減少となりました。

食料などへの支出は増加となっていますが、自動車購入やパソコン等の耐久財などへの支出が減少となったことが、主な減少要因と見られます。

なお、8月及び9月の状況を含めた3か月後方移動平均でならして見ると、10月の消費支出は1年前に比べ実質0.1%の減少となっています。これらを踏まえると、消費は足下では横ばいの状況と見られます。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣：平成27年10月の有効求人倍率は、季節調整値で1.24倍と、23年8か月ぶりの高い水準となった前月と同水準となりました。有効求人は前月に比べ0.3%の増加、有効求職者は0.1%の減少となりました。

求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査結果をみると、現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでおります。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国をはじめとするアジア新興国等の景気の下振れによる雇用への影響について注意が必要と考えます。

一億総活躍社会の実現に向けて、正社員化の促進や多様な働き方の推進をはじめ、女性・若者・高齢者・障害者等の活躍推進、子育て・介護分野等における人材確保対策の推進等に全力で取り組んでいきます。閣僚の皆様には、御理解と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：わが国経済は緩やかな回復基調が続いており、引き続き、機動的な対応を行いつつ、GDP600兆円に向けた歩みをより確固としたものにしていく必要がある。一億総活躍国民会議の「緊急に実施すべき対策」、また、「TPP政策大綱」を踏まえ、平成27年度補正予算において、災害復旧その他緊急に必要な対応を行うこととしたい。

その中で、保育所等の整備や介護施設の整備の加速化など「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する施策を計上する。

アベノミクスの果実を活用し、来年前半にかけての個人消費の下支えを行い、経済の下振れリスクにも対応する観点から、低所得の高齢者世帯を支援する臨時給付金を速やかに支給する。

「TPP関連政策大綱」を踏まえた攻めの農林水産業への転換に必要となる経費を計上する。

災害復旧、テロ対策その他緊要性の高い経費について計上する。

その際、平成27年度のプライマリーバランス赤字半減目標を堅持する。

財務大臣におかれでは、こうした方針の下で、平成27年度補正予算の編成に当たっていただき、閣僚各位におかれても、協力をお願いしたい。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：平成27年度補正予算については、一億総活躍国民会議の「緊急に実施すべき対策」及び「TPP関連政策大綱」に盛り込まれた施策のほか、災害復旧その他緊急に必要な対応を行うこととなります。

その際、今年度における基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成を確実にする範囲内において、わが国の諸課題の解決に直結する施策に重点化した予算としていくことが重要であると考えています。

こうした考え方の下、速やかに編成作業を進めてまいりたいと考えており、各大臣の御理解と御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：本日、「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を、国土交通大臣に対して行います。

本勧告においては、鉄道施設の長寿命化計画の策定に必要な情報の提供、鉄道施設の定期検査及び補修の確実な実施の指導、鉄道事業者に対する保安監査のより効果的な実施などを求めております。

国土交通大臣におかれましては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願ひいたします。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○馳国務大臣：11月24日午後3時50分、我が国初の商業衛星の打ち上げとして、H-IIAロケット29号機によりカナダ・テレサット社の通信放送衛星を打ち上げました。

この受注は、高度化開発を行ったH-IIAロケットの優れた能力と確実な打ち上げによって積み重ねてきた高い信頼性により可能となったものであり、今回、H-IIAロケットは23機連続で打ち上げに成功いたしました。

文部科学省としては、今後とも宇宙開発利用を積極的に推進し、我が国の宇宙産業の競争力の更なる強化に取り組んでまいります。

○菅国務大臣：次に、島尻大臣。

○島尻国務大臣：11月24日、H-IIAロケット29号機により、三菱重工業株式会社が受注した我が国初の商業衛星打ち上げであるカナダ・テレサット社の通信放送衛星の打ち上げが成功しました。

我が国の宇宙政策において、商業衛星等の国外受注の獲得に努めることは、我が国宇宙産業の基盤の維持・強化の観点から重要な取組です。本衛星が順調に運用されることを期待するとともに、今後も「宇宙システム海外展開タスクフォース」の活動などを通じて、官民一体となった商業宇宙市場の開拓に取り組んでいきます。

宇宙政策を担当する内閣府特命担当大臣として、商業宇宙市場の開拓や基幹ロケットの取組も含め、今後も引き続き宇宙基本計画を着実に推進していきます。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：私は、29日から12月2日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となりますので御了知願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

まず、河野大臣。

○河野国務大臣：本日の行政改革推進会議において、行政事業の「秋の年次公開検証」の指摘事項、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業について」並びに「基金の再点検について」及び書面通告による指摘事項について取りまとめました。

各大臣におかれては、取りまとめた指摘事項を平成28年度予算や事業の改善に的確に反映していただきますようお願いします。

その際、指摘を潜脱するような形で、当初予算や補正予算に計上することがないようにするとともに、看板の掛け替えといった誤解を招くことのないよう、改善した事業の内容を国民にしっかりと御説明いただくようお願いします。

また、指摘事項を横展開する観点から、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業」については、国民の理解が得られるような内容になっているか等について、再検討を行い、必要に応じ事業内容等の見直しを行っていただくようお願いします。

基金については、各府省に共通した課題が明らかになりました。このため、全ての基金について早急に再点検を実施し、余剰資金は国庫返納していただくようお願いします。

最後に、指摘事項への各府省の対応については、行政改革推進会議においてフォローアップしてまいります。行政改革に関する各般の取組につき、各大臣の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：今回の取りまとめについては、有識者の方々から、予算の重点化・効率化を進める上で非常に有益な御指摘を頂いたものと考えております。

平成28年度予算は、経済・財政再生計画の初年度の予算です。事業を所管している各大臣が、この取りまとめ結果をしっかりと受け止め、リーダーシップを発揮して見直しを進めていただくことが重要だと考えます。

財務省としても、行政改革推進本部事務局と連携し、今回の取りまとめで指摘された事項について、各府省と共に検討を行い、その結果を平成28年度予算等にしっかりと反映させていきたいと考えております。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

[別添]

閣議案件

〔平成27年
11月27日〕 (金)

◎一般案件

- 資料あり ○ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラ
リリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策
の推進を図るための基本方針(決定)(内閣官房)
〃 ○ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱
税の防止のための日本国政府とカタール国政府と
の間の協定の承認について(決定)(外務省)
〃 ○ 気候変動の影響への適応計画について(決定)
(環境省)
〃 ○ 内閣制度創始130周年記念行事の実施について
(了解)(内閣官房)

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告につ
いて(決定)(復興庁)
〃 ○ 1. 国立研究開発法人科学技術振興機構平成26
年度革新的新技術研究開発業務に関する報告
書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
1. 独立行政法人日本学術振興会平成26年度学
術研究助成業務に関する報告書及び同報告書
に付する文部科学大臣の意見
1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成
26年度スポーツ振興投票に係る収益の使途
に関する報告書及び同報告書に付する文部科
学大臣の意見
について(決定)(文部科学省)

◎公布(条約)

- 資料なし ☆ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱
税の防止のための日本国政府とカタール国政府と
の間の協定(決定)(外務省)

資料
あ

◎政令

- 地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（決定）
(総務省)
- 〃 ○アレルギー疾患対策基本法の施行期日を定める政令（決定）
(厚生労働省)
- 〃 ○アレルギー疾患対策推進協議会令（決定）(同上)
- 〃 ○確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令
(決定)
(同上)

資料
な
資料
あ

◎人事

- ☆内閣総理大臣安倍晋三の海外出張について
(了解)
- 外務省大臣官房審議官兼アジア大洋州局垂秀夫
外1名に日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を、水産庁資源管理部長浅川京子外4名に日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会日本政府代表等を、水産庁資源管理部審議官遠藤久外1名に日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会第32回会議日本政府代表代理を命免することについて（決定）
- 〃 ○日本ユネスコ国内委員会委員の任命につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- ☆簡易裁判所判事兼判事補南宏幸外3名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事兼簡易裁判所判事森嶌正彦を願に依り免ずることについて
(決定)
- ☆大阪教育大学名誉教授古坂紘一外630名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

資料
あ

◎配 布

- | | |
|----------|---------|
| ☆労働力調査報告 | (総務省) |
| ☆消費者物価指数 | (同上) |
| ☆家計調査報告 | (同上) |
| ☆月例経済報告 | (内閣府本府) |

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

- 資料あり ○ 北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の署名について（決定）（外務省）
- 〃 ○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露の比較に係る共同研究に関する書簡の交換について（決定）（同上）
- 〃 ○ { 1. 円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換
1. 円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の2の書簡の交換
について（決定）（同上）

〔○署名あり ☆署名なし〕